

社福第1109号  
平成21年7月24日

各社会福祉施設・事業所等の長 様

埼玉県福祉部長

### 県内社会福祉施設等における新型インフルエンザへの対応の変更について(通知)

社会福祉施設等の運営につきましては、日ごろ格別の御努力をいただき、厚くお礼申し上げます。

また、新型インフルエンザについては、その予防及び対策に御尽力いただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、平成21年6月24日付け社福第811号福祉部長通知では、利用者、職員について感染の疑いがある場合、国指針にかかわらず、当分の間、従来どおり、速やかに発熱相談センターに相談し、その指示により、発熱外来を受診することとしておりました。

今般、本県におきましても、発熱外来を終了し、原則として全ての医療機関において診療を行う体制となりました。今後、発熱等の症状がある場合は、かかりつけ医等の一般医療機関を受診いただくこととなりました。受診に当たっては、事前に医療機関へ電話連絡の上、必ずマスクを着用するなど感染の拡大防止に努めてください。7日以内に2名以上の感染が疑われる場合は、迅速に保健所に連絡し、指示に従ってください。

また、県の対応方針の変更及び下記4の厚生労働省事務連絡により平成21年6月24日付け社福第811号福祉部長通知の別紙「新型インフルエンザに対する社会福祉施設等の対応」についても改定いたしました。

つきましては、引き続き、下記を踏まえ、利用者、職員の健康管理等に留意し、感染防止対策の徹底をお願いします。

なお、施設内又は近隣で患者が発生した場合、必要に応じ、保育所や短期入所、通所施設等について休業要請が行われる可能性がある点に変更はありません。保育所や短期入所、通所施設等を運営している施設におかれては、利用者への協力要請など対応策について、あらかじめ検討いただきますよう重ねてお願いします。

### 記

#### 1 各施設の対応について

別紙1「新型インフルエンザに対する社会福祉施設等の対応(H21.6.19国更新通知準拠版。7.9改訂)」を参考に、適切な措置を講じること。

## 2 新型インフルエンザ相談窓口について

県内の発熱相談センターは、7月15日をもって終了しました。  
各保健所などで新型インフルエンザ相談窓口を設置しています。  
電話番号等は、別紙2のとおり。

## 3 厚生労働省や県、市町村からの情報に注意し、状況の変化に適切に対応すること。

## 4 添付している厚生労働省事務連絡

- (1) 厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局 平成21年6月25日付け事務連絡「新型インフルエンザにかかる今後のサーベイランス体制について」(6月30日付け事務連絡の別添)
- (2) 厚生労働省結核感染症課等 6月30日付け事務連絡「社会福祉施設等における新型インフルエンザに係るクラスター(集団発生)サーベイランスの協力について」
- (3) 厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局 7月9日付け事務連絡(医療の確保に関するQ & A)

## 【参考】

○厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/>

○埼玉県疾病対策課ホームページ

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A04/BU00/newinflu/top.html>

※ 埼玉県ホームページの「トップページ」の「新型インフルエンザへの対応」から入ると分かりやすいです。

○さいたま介護ねっと

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A03/BD00/index.html>

○埼玉県高齢者福祉課ホームページ

(高齢者福祉施設等の事業者の方へ(通知等の掲載))

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A03/BC00/osirase.html>

○埼玉県障害者自立支援課ホームページ

(障害者自立支援法について→V サービス事業者・施設向け情報→7注意喚起)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A03/BW00/attention/>

○埼玉県少子政策課・子育て支援課ホームページ

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A03/BF00/kosodate/kosodate1.htm>

担当	社会福祉課	施設指導担当	3 2 2 5
	高齢者福祉課	施設指導担当	3 2 5 4
	介護保険課	介護保健施設指導担当	3 2 3 9
	事業者（居宅）	指導担当	3 2 5 9 3 2 5 7
	障害者自立支援課	施設支援担当	3 3 1 4
		地域生活支援担当	3 3 1 7
	少子政策課	子育て環境整備担当	3 3 2 2
	子育て支援課	保育施設担当	3 3 2 8
	こども安全課	養護担当	3 3 3 1
電話	0 4 8 - 8 3 0 - (各担当の番号)		